

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】 諸手続きの流れ

山形市

No.	手続き	提出書類等	提出先
0	応募手続き 令和5年 5月26日～6月30日	ア <u>【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書（様式1）</u> イ 高等学校の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し（県内高校等卒業の方のみ） ウ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し エ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている方）	学校教育課 （市役所8階）
1	大学等在学中に当初の申請内容（連絡先や住所等）に変更があった場合の手続き	ア <u>状況報告書（様式2）</u>	学校教育課 （市役所8階）
2	大学等を卒業後、更に進学した場合の手続き 進学した日から3か月以内	ア <u>在学期間延長承認申請書（様式3）</u> イ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ウ 進学先の在学証明書又は学生証の写し	学校教育課 （市役所8階）
3	就業開始年度 就業後3か月以内	ア <u>就業状況等報告書（様式4）</u> イ <u>在職証明書（様式5）</u> ウ 住民票（マイナンバーの記載のないもの） エ 貸与奨学金返還確認票の写し	学校教育課 （市役所8階）
4	就業2年目及び3年目 毎年9月30日まで	ア <u>就業状況等報告書（様式4）</u> イ 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合のみ）	雇用創出課 （市役所6階）
5	大学等卒業後に改姓や連絡先、住所等に変更があった場合 変更が生じてから3か月以内	ア <u>改姓・転居等に係る報告書（様式6）</u>	就業開始年度まで 学校教育課 （市役所8階） 就業2年目以降 雇用創出課 （市役所6階）

6	就業期間が通算して 3年を経過した時点 3年経過後3か月以内	ア 助成対象者認定申請書 イ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ウ <u>在職証明書（様式5）</u> エ 住民票（マイナンバーの記載のないもの） オ 奨学金返還証明書 カ 誓約書	山形県
7	離職後、再び就業した場合 再就業後1か月以内	ア <u>就業状況等報告書（様式4）</u> イ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し（退職年月日が確認できるもの） ウ 再就業にかかる <u>在職証明書（再就業年月日が確認できるもの）（様式5）</u>	雇用創出課 （市役所6階）
8	離職後、やむを得ない事情により就業できない場合 離職後1か月以内	ア <u>求職・離職期間延長承認申請書（様式7）</u> イ 医師の診断書（病気、けが等の場合） ウ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し（退職年月日が確認できるもの）	雇用創出課 （市役所6階）
9	助成候補者認定を辞退する場合	ア <u>認定辞退申請書（様式8）</u> イ 身分証明書（運転免許証の写しなどの本人確認できるもの）	学校教育課 （市役所8階）

このほか、就業後に就業先の都合により県外の事業所に配属された場合等は山形県のホームページでご確認ください。

※山形県ホームページ

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110001/syogakukinhenkansien.html>

なお、やむをえない事情により手続きができない場合や提出不可能な書類がある場合は、山形市又は山形県の担当窓口にご相談してください。